

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和二年三月二十五日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

| 資金管理団体の届出 をした者の氏名 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 取 消 年 月 日 |
|----------------------|-------------------|-----------|
| 井上 大右 | 井上大右後援会 | 二、二、一五 |
| 岩崎 善幸 | 岩崎よしゆき後援会 | 二、二、一四 |
| 小倉 英嗣 | 小倉英嗣の会 | 一、一二、二五 |
| 勝又恒一郎 | 神奈川政策研究会 | 一、一二、三一 |
| 瀬戸 清規 | 住みよい海老名研究会 | 一、一二、三一 |
| 廣井 竣 | 廣井竣後援会 | 一、一二、三一 |
| 村瀬 公大 | 西湘倶楽部 | 二、二、一三 |
| 矢島眞知子 | 横須賀市民連合 | 二、二、八 |